

JPX 日経インデックス 400 算出要領 新旧対照表

2014/06/02

新	旧
<p>I. 指数の概要</p> <p>・ JPX 日経 400 は、東証の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ を主市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定参照。</p>	<p>I. 指数の概要</p> <p>・ JPX 日経 400 は、東証の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ を主たる市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定参照。</p>
(略)	(略)
Ⅲ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定	Ⅲ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定
1. 初期選定及び定期入替	1. 初期選定及び定期入替
(1) (略)	(1) (略)
(2) JPX 日経インデックス 400 の選定基準	(2) JPX 日経インデックス 400 の選定基準
<p>・ 以下の手順により選定作業を行う。なお、この項における「時価総額」は指数用上場株式数に基づくものとする。</p>	<p>・ 以下の手順により選定作業を行う。なお、この項における「時価総額」は指数用上場株式数に基づくものとする。</p>
<p>① 母集団の選定</p> <p>i. 普通株式</p> <p><u>基準日時点において、東証の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ に上場する普通株式（重複上場外国株式については、原則として、基準日より直近 1 年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ）を母集団とする。</u></p> <p>ii. 普通株式以外</p> <p><u>普通株式と同等なものとして算出者が特に必要と認めたものに限り母集団へ加える。</u></p>	<p>①母集団から以下のいずれかに該当する銘柄を除外する (略)</p>

<p>② 母集団から以下のいずれかに該当する銘柄を除外する (略)</p>	
<p>③～⑥ (略)</p>	<p>②～⑤ (略)</p>
<p>⑦ 上記⑥の最終スコアに基づき以下により選定する。</p> <p>(a) 初期選定 上記⑥の最終スコア順位が高い順に 400 銘柄を採用する。</p> <p>(b) 定期入替</p> <p>i. 基準日の JPX 日経 400 算出対象銘柄のうち、上記⑥の最終スコア順位が 440 位以内の銘柄を採用する。</p> <p>ii. 前項 i によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、上記⑥の最終スコア順位の上位から 400 銘柄になるまで選定する。</p> <p><u>なお、上記のプロセスにより選定された 400 銘柄の中に、株式移転等により上場廃止となることが将来見込まれる銘柄が含まれている場合は、必要に応じて最終的な構成銘柄の調整を行うことがある。</u></p>	<p>⑥ 上記⑤の最終スコアに基づき以下により選定する。</p> <p>(a) 初期選定 上記⑤の最終スコア順位が高い順に 400 銘柄を採用する。</p> <p>(b) 定期入替</p> <p>i. 基準日の JPX 日経 400 算出対象銘柄のうち、上記⑤の最終スコア順位が 440 位以内の銘柄を採用する。</p> <p>ii. 前項 i によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、上記⑤の最終スコア順位の上位から 400 銘柄になるまで選定する。</p>
<p>2. 非定期の除外 (略)</p>	<p>2. 非定期の除外 (略)</p>
<p>3. 非定期の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JPX 日経 400 の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は旧商法の会社分割（人的分割）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等の主体になったと算出者がみなす会社（<u>株式移転比率、時価総額、売買代金等</u>を参考に決定する）が JPX 日経 400 に属していた場合のみ当該新設会社等を追加する。（IV章を参照。） ・ 前項 2. の非定期の除外によって、JPX 日経 400 の算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。（毎年 8 月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。） 	<p>3. 非定期の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JPX 日経 400 の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は旧商法の会社分割（人的分割）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等の主体になったと算出者がみなす会社（<u>株式移転比率等</u>を参考に決定する）が JPX 日経 400 に属していた場合のみ当該新設会社等を追加する。（IV章を参照。） ・ 前項 2. の非定期の除外によって、JPX 日経 400 の算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。（毎年 8 月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。）

IV. 基準時価総額の修正	IV. 基準時価総額の修正
1. 修正対象となる事項	1. 修正対象となる事項
(1) 算出対象の追加及び除外	(1) 算出対象の追加及び除外
<p>(表組中 追加に係る記載)</p> <p>JPX日経400の算出対象が株式移転等(注1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が <u>JPX日経400に追加される</u>場合</p> <p>(表組中 除外_上場廃止に係る記載)</p> <p>JPX 日経 400 の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が <u>JPX 日経 400 に追加される</u>場合</p>	<p>(表組中 追加に係る記載)</p> <p>JPX日経400の算出対象が株式移転等(注1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が <u>速やかに新規上場する</u>場合</p> <p>(表組中 除外_上場廃止に係る記載)</p> <p>JPX日経400の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が <u>速やかに新規上場する</u>場合</p>